

令和6年度事業報告

自：令和6年4月 1日

至：令和7年3月31日

公益財団法人 放射線計測協会

目 次

I	法人の概況	1
	1. 定款に定める目的	1
	2. 定款に定める事業	1
	3. 主たる事務所の所在地	1
	4. 評議員に関する事項	1
	5. 役員に関する事項	2
	6. 職員に関する事項	3
	7. 監督機関に関する事項	3
	8. 業務執行体制	3
II	事業の実施状況	4
	1. 事業の概要	4
	2. 事業の内容	5
	ア. 放射線計測に係る調査・試験研究及び技術開発	5
	イ. 放射線計測器の校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測	5
	ウ. 放射線計測に係る研修及び知識の普及	6
	3. 事業運営	8
III	評議員会、理事会の開催	9
	1. 評議員会	9
	2. 理事会	10
IV	附属明細	11

令和6年度事業報告書

I 法人の概況

1. 定款に定める目的

放射線計測の信頼性向上に必要な事業を実施するとともに、その成果の活用及び放射線計測に係る技術教育を行うことにより、原子力・放射線の開発及び利用の健全な発展並びに安全・安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 定款に定める事業

- (1) 放射線計測の信頼性確保に係る調査・試験研究及び技術開発に関すること
- (2) 放射線測定器の校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の測定に関すること
- (3) 放射線計測に係る研修及び知識の普及に関すること
- (4) その他定款に定める目的を達成するために必要な事業

3. 主たる事務所の所在地

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の4

4. 評議員に関する事項

(令和7年3月31日現在)

役職	氏名	現職	常勤・非常勤の別
評議員	内堀幸夫	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所長	非常勤
評議員	岡田漱平	株式会社千代田テクノロ 大洗研究所 特別研究員	非常勤
評議員	柴田誠一	一般財団法人放射線利用振興協会 顧問	非常勤
評議員	田島保英	一般財団法人高度情報科学技術研究機構 理事長	非常勤
評議員	中村尚司	東北大学 名誉教授	非常勤

評議員	桧野良穂	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 分析計測標準研究部門 名誉リサーチャー	非常勤
評議員	藤田甲樹	原子力エンジニアリング株式会社 総務部長	非常勤

5. 役員に関する事項

(令和7年3月31日現在)

役職	氏名	現職	常勤・非常勤の別
理事長	三浦幸俊	公益財団法人 放射線計測協会 理事長	非常勤
専務理事	吉澤道夫	公益財団法人 放射線計測協会 専務理事	常勤
常務理事	関口照枝	公益財団法人 放射線計測協会 常務理事	常勤
理事	占部逸正	福山大学 名誉教授	非常勤
理事	齋藤則生	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター計量標準普及センター 国際計量室 招聘研究員	非常勤
理事	菅井研自	公益財団法人放射線影響協会 常務理事	非常勤
理事	横山須美	長崎大学 原爆後障害医療研究所 教授	非常勤
理事	半谷英樹	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 放射線管理部長	非常勤
監事	天野晋	東京ニュークリア・サービス株式会社 代表取締役会長	非常勤
監事	根本伸一郎	株式会社原子力セキュリティサービス 調査役	非常勤

6. 職員に関する事項

常勤職員 26 名、出向職員 3 名（令和 7 年 3 月 31 日現在）

7. 監督機関に関する事項

内閣府

8. 業務執行体制

(1) 理事の業務執行体制について

令和 6 年度は、代表理事（理事長、専務理事）2 名、業務執行理事（常務理事）1 名の 3 名体制により、業務執行にあたった。

(2) 業務上必要な人員について

業務上必要な人員は、適宜、人事異動、知識経験豊富なシニア人材の採用及び外部専門家等への委嘱により確保している。また、職員については個別業務毎の教育訓練等により、必要な技術や専門能力の向上を図っている。

II 事業の実施状況

1. 事業の概要

公益財団法人放射線計測協会（以下、「協会」と記述）は、放射線計測の信頼性向上に必要な事業を実施するとともに、その成果の活用及び放射線計測に係る技術教育を行うことにより、原子力・放射線の利用開発の健全な発展並びに安全・安心な社会の実現に寄与してきた。

令和6年度は、協会の公益目的事業「放射線計測の信頼性確保に係る事業」に係る以下の業務を実施し、原子力・放射線利用における放射線安全確保に資するとともに、信頼性の高い放射線計測技術の提供と正しい放射線知識の普及に係る活動を行った。また、前年度に引き続き、業務改善及び収益拡大を目指すための年度実施計画（前年度の経営戦略アクションプランの継続を含む。）を策定してチャレンジの取組を進めてきた。校正範囲の拡大など一部成果は出ているが、主に人的・時間的制約等が原因で成果は限定的である。このため、事業拡大には業務の効率化等による生産性向上が必要である。

「放射線計測に係る調査・試験研究及び技術開発」の業務では、年度実施計画に従い、放射線測定器の校正事業者登録（認定）制度（以下「JCSS」という。）の認定範囲の表面汚染検査計への拡大を進めるとともに、水・ガスモニタの校正再開に向けた活動を実施した。また、代替熱中性子校正場の整備に着手した。さらに、令和6年度は、新たに、日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から「可搬型Ge半導体検出器によるIn-situ測定作業」を受注した。

「放射線計測器の校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測」では、放射線計測に関する専門的知識・技術に基づき、原子力・放射線関連機関、地方自治体、産業界等にトレーサビリティのある品質の高い校正サービスを提供した。また、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「RI規制法」という。）施行規則における測定の信頼性確保の義務化を受けて、JCSS校正を含めた放射線測定器の定期的な点検校正等の必要性を継続的に広報した。さらに、原子力・放射線施設等で発生した各種の放射線管理試料中の放射能の分析・測定、放射線管理計測等の業務を通じて放射線安全確保に寄与するとともに、原子力機構から作業環境測定業務を新たに受注した。

「放射線計測に係る研修及び放射線知識の普及」では、放射線計測の専

専門的知識を活用した定期講座を開催するとともに、放射線業務従事者のための教育訓練等をオンライン方式で実施した。ただし、定期講座については、新型コロナウイルス感染症発生のため1回を急遽中止した。また、国、地方自治体等のニーズに即した放射線教育及び原子力防災に係る研修等を実施した。さらに、放射線計測に係る最新の技術的知見の共有を図るため、放射線計測専門家会合を昨年度に引き続き開催した。

2. 事業の内容

ア. 放射線計測に係る調査・試験研究及び技術開発

1) 放射線計測に係る調査・試験研究及び技術開発

令和6年度は、新たに、原子力機構廃炉環境国際共同研究センター(CLADS)から、「可搬型Ge半導体検出器によるIn-situ測定作業」を受注し、福島県内の帰還困難区域を含む測定作業(6月及び12月の2回)を実施した。

2) 計量トレーサビリティ及び校正に係る技術開発

年度実施計画に従い、以下を実施した。計量トレーサビリティに関する活動においては、JCSS校正認定範囲の表面汚染検査計への拡大に向けた要領書等の策定を進め、製品評価技術基盤機構(以下「NITE」という。)への申請(令和6年11月)及びNITEによる技術審査(令和7年3月)が終了した。また、校正に係る技術開発では、ガスモニタの校正再開に向けて、技術継承対象職員に対する使用機器を用いた訓練及びコールド試験を原子力機構原子力科学研究所放射線管理部(以下、「放管部」という。)と連携して行った。さらに、現在の ^{252}Cf 線源を用いた熱中性子校正場の線量率が大幅に減衰してしまったことへ対応するため、線量率が安定した $^{241}\text{Am-Be}$ 線源を用いた代替熱中性子校正場の整備に着手した。

イ. 放射線計測器の校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測

1) 放射線計測器の校正、基準照射、特性試験

① 放射線計測器の点検・校正、基準照射、特性試験

放射線計測器の点検・校正については、国、原子力研究機関、地方自治体、一般企業等から合わせて1,001件(16,883台)(前年度1,139件(18,821台))の依頼を受け実施した。これらのうち、簡易放射線測定

器（1,618台）（前年度1,806台）については、協会が所有する低線量率の γ 線校正場を有効に活用して校正を実施した。

線量計測素子の基準照射については、個人線量測定機関認証制度の運用に伴うブラインド照射試験を含め、47件（234照射野）（前年度37件（299照射野））を実施し、国内の線量測定の精度管理に寄与した。

放射線計測器の特性試験については、46件（前年度44件）実施した。

また、RI規制法施行規則改正による測定の信頼性確保の義務化について、協会ホームページの特集コーナーにおいて、点検・校正の義務化の解説、協会では対応可能な校正等を掲載し広報した。

② JCSS校正試験

JCSS校正については、 γ 線用放射線測定器について11台（内訳：電離箱サーベイメータ7台、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ4台）（前年度11台）を実施し、それぞれJCSS校正証明書を発行した。

2) 放射線・放射能の計測

① 各種試料等の放射線・放射能測定

原子力機構からの環境試料、放射線管理試料、バイオアッセイ試料の分析を6,137試料（前年度6,359試料）について行うとともに、Ge検出器を用いた γ 線スペクトロメータ等の校正を4台（前年度同）実施した。また、一般企業等からのバイオアッセイ試料の分析や各種試料の放射能測定を124試料（前年度137試料）実施した。

② 施設の放射線管理計測

原子力機構の研究炉地区（JRR-3、第4研究棟等）に係る放射線管理計測業務を実施した。

③ 作業環境測定

令和6年度、原子力機構原子力科学研究所バックエンド技術部から「除染廃棄物（草木類）の事前調査に関する実証試験業務に係る作業環境測定業務」を受注し、計画どおり完了した。

ウ. 放射線計測に係る研修及び知識の普及

1) 研修講座及び放射線安全教育

① 定期講座

定期講座の開催について、当初8回を予定していたが、複数の職員に

新型コロナウイルス感染症が発生したため、7月に予定していた「原子力教養講座」1回を急遽中止した。その後は、感染症発生に十分に注意して計画どおり実施できた。これにより、開催実績は、放射線管理の初級技術者のための「放射線管理入門講座」が3回、中級技術者のための「放射線管理計測講座」が2回、原子力関連事業所の事務系・技術系初級職員のための「原子力教養講座」が1回、原子力防災業務関係者等を対象とした「原子力防災入門講座」が1回であった。定期講座4講座（計7回）の受講者総数は99名であった。

② 放射線安全教育

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「炉規法」という。）、RI規制法等に基づく放射線業務従事者訓練については、社会情勢及び顧客ニーズを踏まえ、オンライン方式により定常的に開催した。また、臨時開催の対応については、受講者等の要望に全て応えるなど顧客満足度の向上に努めた。開催回数は36回（前年度40回）で、受講者総数は247名（前年度328名）であった。その他外部からの依頼によるオンラインの放射線業務従事者訓練を1回実施した。

講師派遣については、国の機関（原子力規制庁）の職員向け研修へ4回（1日研修）、原子力機構の安全協議会が開催した放射線業務従事者教育に係る講習会へ12回、放射線取扱主任者等の資格取得のための研修等へ2回（計4日間）、それぞれ講師を派遣した。

研修等の受託については、前年度に引き続き、原子力規制庁の「放射線測定及び放射線防護研修」（4日間コース2回（5月及び7月）及び原子力機構の「放射線取扱主任者受験講座の運営業務」（3日間コース2回（5月））を実施した。

2) 放射線知識の普及

茨城県より、県職員等のための「原子力防災基礎研修」に係る事業を受託し、3回（8月）実施した。また、岐阜県より新たに「防災業務関係者（バス輸送）研修」に係る業務を受託し、1回（2月）実施した。

放射線知識の普及活動の一環として実施している簡易型放射線測定器の無償貸出しについては、令和6年度は、全国から86件（前年度31件）、合計147台（前年度54台）の依頼があり、前年度より大幅に増加した（前年度比277%）。利用者に対するアンケート調査結果では役に立ったとの意見が大部分であることから、今後も継続して実施していく。

放射線計測専門家会合については、令和7年2月に第11回を開催し、「放射線防護分野における国際標準化国際規格（ISO/IEC）開発の現状と国内対応」及び「核セキュリティのための放射線検知技術開発」をテーマに、会場とオンラインの併用によるハイブリット形式で開催した（参加者54名）。

放射線計測技術に係る最新情報や協会の業務紹介などを内容とした「放計協ニュース」を2回（No.73号及びNo.74号）発行した。技術記事として、前年度の放射線計測専門家会合の講演内容2件を各講演者に執筆いただき、2つの号に分けて掲載した。

3. 事業運営

事業の運営に必要な経費は、協会の事業収入によって確保しているが、令和6年度は、例年にも増して厳しい経営状況となった。例年実施していた大型入札案件を落札できず、その時期が令和6年12月であったことから新たな受注開拓による収益回復ができず、大幅な収益減となった。このため、令和7年3月に開催した第40回理事会（通常）において、当初予算を収入・支出ともに下方修正することの承認を得て収支予算を変更した。この厳しい状況に至った要因は、収入が年度後半の大型入札案件に依存していることが大きく影響しているため、次年度は、早期から積極的に受注案件の獲得を目指すとともに、業務効率化による生産性の向上を図り、新たな事業開拓に取り組んでいく。

事業の実施に不可欠な施設や設備等については、原子力機構との賃貸借契約により確保したが、X線照射装置が老朽化により故障したため、現在利用を中止している。

また、今後の法人経営をより効率的かつ確実に実施するため、業務のDX化（サイボウズOfficeのワークフローの活用）による業務改善・効率化、情報セキュリティ活動及びリスクマネジメントに係る取組を進めている。

品質保証活動については、ISO9001（2015年版）に基づく活動とISO17025に基づくJCSSに係る活動を継続している。リスク改善として、最小限の人員で業務を実施していることに伴う人員不足へのリスク低減対策に取り組んでいる。

ISO9001に基づく品質保証活動について、令和7年1月に一般財団法人日本品質保証機構による外部審査（定期審査）を受審し、当該システムが適切に運用されているとの審査結果を得た。また、JCSSについては前述（2. 事業内容 ア. 2）のとおり。

法人経営のための規程等の整備については、年度実施計画に従い、規程の内容が法令と合致しているか、規程間の整合性が取れているか、協会の実情に合致しているかなど、複数の視点から規程類の総点検を行い、見直しの方針を決定した。令和6年度は法改正に伴う関連規程の改正を最優先に実施した。次年度は、重要度と緊急度により優先順位をつけて、確実に規程の改正を行う予定である。

事業実施及び組織の継続的発展に必要な人材の確保については、令和6年4月に非常勤嘱託職員1名、同年9月に常勤嘱託職員1名を採用し、事業活動に必要な人員体制の構築に努めた。しかし、その一方で同年7月末に1名、令和7年3月末に1名の技術系職員が退職した。

こうした現状を踏まえ、人材の確保、育成、定着及び技術継承等の喫緊の課題に対応するため、人事・給与制度の見直し、定年延長制度や高齢期職員の活用、人材マネジメントに係る対応等について、令和8年度からの運用を目指し、検討を開始した。

Ⅲ 評議員会、理事会の開催

評議員会を1回、理事会を3回それぞれ開催した。その内容は次のとおりである。

1. 評議員会

第14回評議員会（定時） 令和6年6月24日（月）

開催場所 航空会館 901会議室

出席者等 評議員 会議場出席6名、欠席0名。

（決議に必要な出席評議員の数4名）

理事 会議場出席3名

監事 会議場出席2名

- 審議事項 ① 令和5年度決算の承認について
② 評議員の任期満了に伴う選任について
③ 理事の任期満了に伴う選任について
④ 監事の任期満了に伴う選任について
- 報告事項 ① 令和5年度事業報告について
② 令和6年度の事業計画及び収支予算について
③ 特定資産取得・改良資金の積み立てについて
④ 業務執行状況の報告について

2. 理事会

第38回理事会（通常） 令和6年6月7日（金）

開催場所 航空会館 502会議室（web会議併用）

出席者等 理事 会議場出席5名、web会議による出席3名、欠席0名。
（決議に必要な出席理事の数5名）

監事 会議場出席1名、web会議による出席1名、欠席0名。

- 審議事項 ① 令和5年度事業報告の承認について
② 令和5年度決算の承認について
③ 特定資産取得・改良資金の積み立てについて
④ 第14回評議員会（定時）の日時、場所、議事及び
議案の概要について
⑤ 評議員の任期満了に伴う候補者について
⑥ 理事の任期満了に伴う候補者について
⑦ 監事の任期満了に伴う候補者について

報告事項 ① 業務執行状況の報告について

その他 ① 代表理事等の互選に係る臨時理事会の開催方法について

第39回理事会（臨時）

決議の省略の方法 令和6年6月24日に、書面又は電磁的記録により理事の全員から同意を得るとともに、監事の全員から異議のない旨の意思表示を得たので、当該議案について理事会決議があったものとみなされた。

理事会の決議があったとみなされた事項

- ① 代表理事（理事長）の選定について
- ② 代表理事（専務理事）の選定について
- ③ 業務執行理事（常務理事）の選定について
- ④ 業務執行理事（常務理事）の職務権限について
- ⑤ 代表理事及び業務執行理事の報酬の実支給額について

第 40 回理事会（通常） 令和 7 年 3 月 7 日（金）

開催場所 航空会館 502 会議室（web 会議併用）

出席者等 理事 会議場出席 6 名、web 会議による出席 2 名、欠席 0 名。

（決議に必要な出席理事の数 5 名）

監事 会議場出席 2 名、欠席 0 名。

- 審議事項
- ① 令和 6 年度収支予算の変更について
 - ② 令和 7 年度事業計画の承認について
 - ③ 令和 7 年度収支予算等の承認について
 - ④ 職員就業規程の改正について
 - ⑤ 役員賠償責任保険の契約について

- 報告事項
- ① 2025 公益法人制度改革について
 - ② 業務執行状況の報告について

IV 附属明細書

令和 6 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項において附属明細書に記載すべきとされる「事業報告の内容を補足する重要な事項」はない。